

新たな「徳島県耐震改修促進計画（素案）」について

1. 計画策定の趣旨

- 本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、住宅・建築物の耐震改修等に関する施策の基本的な方向性を示すもの。
- 令和 7 年度で現計画の期間終了を迎え、令和 6 年能登半島地震の教訓などを盛り込み、建築物・住宅の更なる耐震化・減災化の促進に向けて、新たに計画を策定する。
- 市町村における耐震改修促進計画の基礎となるもの。

2. 耐震改修促進計画（素案）の概要

（1）期間

令和 8 年度から令和 1 2 年度まで

（2）基本理念

大規模地震発生時の建物被害から 1 人でも多くの県民の命を守り、「死者ゼロ」を目指す。

（3）新たな視点

令和 6 年能登半島地震の教訓及び県内の耐震化実態調査の結果を反映

- ①耐震化対策（耐震診断や耐震改修）の加速
- ②地盤などの立地リスクの把握と周知
- ③アウトリーチ型の啓発により耐震化・減災化の必要性等について周知
- ④命を守るための耐震シェルター・耐震ベッド設置の促進

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和 7 年 1 2 月 パブリックコメントの実施
- ・ 令和 8 年 3 月 計画策定・公表